

子ども家庭総合支援拠点について

1. 子ども家庭総合支援拠点とは (資料 3 - 2 参照)

- ・子どもとその家庭が健やかに生活できるよう、原則 18 歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、年齢や相談機関の違いによる切れ目を生じさせないように、継続した支援を行う。
- ・全国的に児童虐待相談対応件数が年々増加していることなどから、国においては令和 4 年度までに全市町村に拠点を設置することを目標に掲げた。

【業務内容】

- ①子ども家庭支援業務にかかる業務
- ②要支援児童等への支援業務
- ③関係機関との連絡調整

【国が定める人員配置基準】

児童人口規模に応じた設置形態が求められており、川口市は「大規模型（児童人口概ね 7.2 万人以上（人口約 45 万人以上））に分類される。

<大規模型 人員配置基準>

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員
資格等	社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・保育士など	臨床心理士・公認心理師 心理学課程を修めた者など	社会福祉士・精神保健福祉士・保健師など
人数	常時 5 人	常時 2 人	常時 4 人

2. 川口市子ども家庭総合支援拠点

これまでは、子育て相談課に「家庭児童相談室」を置き、家庭や児童、子育てについての様々な不安や悩みの相談への対応をしていた。

令和 4 年度からは、子ども家庭総合支援拠点として、すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に年齢や対応機関による切れ目が生じることがないように、継続的な支援をしていく。

なお、これまでも「家庭児童相談室」名称で相談窓口の周知に努め、相談員である「家庭児童相談員（通称：家児相）」が引き続きその業務に従事していくことから、「家庭児童相談室」及び「家庭児童相談員」の名称は維持し、新たに、拠点としての業務を開始する。

拠点としての業務を開始するにあたり、次のとおり体制等の見直しを実施する。

①職員の勤務体制の見直し

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士・公認心理師などの資格を有する相談員を、1 1 人から 1 2 人に増員。
- ・相談員の一部について勤務時間を延長し、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までに変更。

②法的対応力の強化

- ・ケースワーカーや相談員が業務に従事する中で、法律問題等で疑義が生じた場合に速やかに問題解決を行い支援の充実を図れるよう、弁護士相談の実施。
- ・子どもに関する法律の諸問題について、関係機関の職員の理解を深める機会として、弁護士による研修会の実施を検討。